

令和2年度第2回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和2年10月15日（木）

逗子市総務部情報政策課

令和2年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和2年10月15日(木)

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第3会議室

議 題

1. 諮問第24号 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供について【高齢介護課・国保健康課】
2. 諮問第25号 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供について【学校教育課・子育て支援課】
3. その他

出 席 委 員 (5名)

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員 (0名)

説明のため出席した職員

経 営 企 画 部 長 担 当 (企 業 誘 致 ・ 起 業 促 進 政 策) I C T 担 当	福 本 修 司
--	---------

福祉部参事 （国保健康 担当）	廣	末	治
高齢介護課長	伊	藤	英樹
高齢介護課 副主幹	堀	田	昌希
企画課長	仁	科	英子
企画課係長	四	宮	明彦
企画課主任	金	子	未来
情報政策課長	大	木	肇
学校教育課 担当課長	内	田	源一郎
子育て支援 課長	村	上	晴美

事務局等出席者

情報政策課 担当課長	矢	島	小百合
情報政策課 副主幹	栗	原	達也
情報政策課 会計年職 主任	伊	勢	由紀子

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・第2回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・諮問第24号 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供について【高齢介護課・

国保健康課】

- ・ 諮問第 2 5 号 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供について【学校教育課・子育て支援課】
 - ・ 諮問第 1 1 号 取下げ書【高齢介護課・国保健康課】
 - ・ 諮問第 1 2 号 取下げ書【子育て支援課・学校教育課】
 - ・ 【資料 1】 医療情報提供の流れ、契約から医療情報の提供までの手続き（企画課）
 - ・ 【資料 2】 国民健康保険被保険者等向け通知文案（国保健康課）
 - ・ 【資料 3】 介護保険要支援、要介護認定者向け通知文案（高齢介護課）
 - ・ 【資料 4】 保護者向け通知文案（学校教育課）
 - ・ 【資料 5】 保護者向け通知文案（子育て支援課）
 - ・ 【資料 6】 次世代医療基盤法に基づく保有個人情報の提供方法についての情報政策課通知文書
- ※【資料 1】～【資料 6】は諮問第 2 4 号、諮問第 2 5 号に関する資料
- ・ 【資料 7】 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査ほか

午前10時00分開会

○安達会長 それでは、ちょっと時間前ですが、ただいまから令和2年度第2回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので本審議会は成立いたします。

なお、望月委員が御都合により、今日は遅くとも12時までには退室されたいということですので、それまでに終わりたいと思いますけれども、万が一、延びた場合には途中で御退席ください。

今日は傍聴者は。

○矢島情報政策課担当課長 今日は傍聴者の方はいらっしゃらないです。

○安達会長 それでは、議事に入ります。

本日は、諮問案件が2件あります。

本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 ありがとうございます。

皆様、資料はおそろいでしょうか。

本日の諮問案件は2件ありますが、諮問第24号は市長から、諮問第25号は教育委員会からという諮問ですが、2件は共通する案件ですので、まとめて審議を進めたいと思います。

では、所管課の入室をお願いします。

—高齢介護課、国保健康課、学校教育課、子育て支援課、企画課 入室—

○安達会長 それでは、前回に引き続き医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供についての諮問案件2件を議題とさせていただきます。

本件審議に当たって、事務局から報告があるということですので、お願いします。

○矢島情報政策課担当課長 前は長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。諮問に当たりまして、事務局として調整不足で大変申し訳ありませんでした。

前回、基本的に検討を進めること自体には反対ではないとの御意見がありましたので、認定事業者の確認をさせていただきましたところ、オンライン結合

での提供を現段階では考えていないとの回答がありました。後ほど提供方法については所管課から御説明させていただきますが、オンライン結合による提供はなくなりましたので、前回の諮問書は取り下げ、新たな諮問として再提出させていただきますので、御報告させていただきます。

取下げ書については以上になります。

○**安達会長** ただいま説明のあった経緯で、前回の諮問は取下げということですが、第11条の規定に基づくオンライン結合による提供の部分を除いて、それぞれ内容的には大きな変更点はないということですが、よろしいでしょうか。

○**矢島情報政策課担当課長** はい、よろしく申し上げます。

○**安達会長** 取下げの報告について、皆さん、了承でよろしいでしょうか。もし御異存なければ了承としたいと思います。

では、取下げについては了承いたします。

それでは、諮問第24号、第25号 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供についてを議題といたします。

本日は時間が限られておりますので、速やかな進行に御協力をぜひお願いいたします。

複数の課にわたっていますので、まずは資料に基づいて各課にそれぞれ御説明をいただき、質疑、意見はその後にしたいと思います。質疑、意見も、時間の関係からできるだけ項目に分けて質疑、意見をお出しいただき、後から必要であれば全体について追加という形で進めさせていただきます。

では、所管課のほうで自己紹介をお願いいたします。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** 国保健康課の課長をしております廣末と申します。よろしく申し上げます。

○**伊藤高齢介護課長** 高齢介護課長の伊藤です。よろしく申し上げます。

○**福本経営企画部担当部長（企画誘致・起業促進・ICT政策担当）** 経営企画部担当部長の福本です。よろしく申し上げます。

○**仁科企画課長** 企画課長の仁科です。よろしく申し上げます。

○**大木情報政策課長** 情報政策課長の大木です。よろしく申し上げます。

○**村上子育て支援課長** 子育て支援課長の村上です。よろしく申し上げます。

○**内田学校教育課担当課長** 学校教育課担当課長をしております内田です。よろ

しくお願いいたします。

○堀田高齢介護課副主幹 高齢介護課の堀田と申します。よろしくお願いいたします。

○四宮企画課係長 企画課の四宮と申します。よろしくお願いいたします。

○金子企画課主任 企画課の金子と申します。よろしくお願いいたします。

○安達会長 では、諮問内容について御説明を順にお願いいたします。

国保健康課からでよろしいですか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） はい。それでは私のほうから、最初に、今回諮問を市長部局、教育委員会から2つ出させていただきますが、共通の変更点につきまして少し説明をさせていただきます。

1つは、冒頭に今事務局からありましたように、オンライン結合による保有個人情報の提供はなくなったというところと、それに伴いまして、備考欄のほうに、認定事業者に医療情報を提供する際の取扱いについて記載をさせていただいております。申し訳ありません、教育委員会のほうの諮問書の備考欄からは記載が漏れてしまっていますが、これは共通で同じ取扱いになります。

もう一つございまして、前回の諮問におきましては、提供先がまだ未定だということでお知らせさせていただきましたけれども、現在、予定をしている認定匿名加工医療情報作成事業者というものはございまして、一般社団法人日本医師会医療情報管理機構、J-MIMOという事業者となりますけれども、こちらを記載をさせていただいております。こちらも教育委員会のほうの諮問書のほうでは、記載が漏れてしまっていますが、これも事業者としては共通の事業者を予定しております。

諮問書で共通の変更となったところは以上です。

これからは、国保健康課部分につきまして、諮問書と別紙の別添等の説明をさせていただきます。

別添の最初にございます事務の名称、諮問の概要、事務の目的及び根拠法令等、対象となる個人の類型・対象者数、こちらにつきましては変更はございません。

その次の第10条関係の目的外提供する保有個人情報の内容につきましては、提供する医療情報の種類や内容の変更はございませんが、別紙1でつけてございます本人への通知方法等、オプトアウト準備の欄につきまして記述の変更が

ございますので、後で本人通知の説明の際に添付しております資料2も用いて説明をさせていただきます。

提供先につきましては、先ほど申し上げたように、この取り組みを進めるに当たりまして、当初からやりとりをしております、今年6月に認定匿名加工医療情報作成事業者として認定をされております一般社団法人日本医師会医療情報管理機構、J-MIMOを予定しております。

提供の理由につきましては、語句の整理以外の変更はございませんけれども、前回のときにも申し上げましたが、ここに記載があります高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施というところにつきましては、昨年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、今後、市町村が中心となった高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施体制の整備というものが強く求められております。その中では、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、これらのデータ分析による地域の健康課題の分析が必須となっております。また、これらは認定事業者のほうとしても、本市から得られる医療情報の主たる部分を占めているものでありまして、事業者としても必須の医療情報だということは言えると考えております。

それでは、その次の本人通知につきまして説明をさせていただきます。

別紙1と資料2を併せて御覧いただきながら、本人通知につきましては、対象者は市民のうち、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者及び成人保健事業、これはがん検診ですとか予防接種等を受けた方というものが対象となります。

方法につきましては、対象者に年に1回通知をするということで考えております。その予定をしている通知、意思確認の方法なのですが、資料2のこの通知で、この医療情報を認定事業者へ提供するにあたっての趣旨等及び医療情報の提供を拒否する場合の意思を確認する文書のほうを送付するという予定になっております。

この医療情報の提供に関して拒否をする場合には、この意思確認書のほうに記入をいただき、本人の意思表示が困難な場合には、保護者ですとか後見人等、代理の方が意思表示を代わりにするということも可能な形で、こちらを返送していただくということになります。それに当たって、返信用の封筒も同封して通知をさせていただくという予定になっております。

対象医療情報の詳細につきましては別紙1のとおりで、前回お示しした情報と変更はございません。

続きまして、備考欄のほうに、冒頭にも申し上げましたけれども、オンライン結合による保有個人情報の提供がなくなったことに伴いまして、認定事業者には医療情報を提供する際にはCD-R、DVD-Rなどの再書込みができない、上書きができない媒体を使用して暗号化する、もしくはパスワードを設定するということをした上で、運用管理者、こちらは所管課の課長になりますけれども、承認を受けた上で、データ提供者が直接受領しに来る、手渡しということか、例えば交通状況等でそれができない状況にあるときには、書留の郵便、書留郵便によるものとするを記載してございます。この個人情報等の取扱いにつきましては、本市の情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施基準の規定を遵守していくものと、そういうことにしております。

国保健康課のほうの説明につきましては以上でございます。

○安達会長 ありがとうございます。

では、次は高齢介護課ですか、よろしくをお願いします。

○伊藤高齢介護課長 それでは、高齢介護課のほうから説明をいたします。

今、国保健康課のほうから御説明がありましたとおり、私ども高齢介護課といたしましても、前回の諮問内容と変更点はございません。ですので、事業の名称であったり、諮問の概要であったり、根拠法令、その他個人の類型、第10条関係等につきましても変更点はございません。

それと、あと別紙2の内容についても変更点はございません。

また、資料3の同意の部分につきましても変更点はないんですけれども、ただ、高齢介護課の場合については対象者の人は高齢者になるものですから、そうすると、その同意の部分につきましては御本人の判断能力であったり、場合によっては認知症のおそれがございますので、その部分で判断する人につきましては、御家族であったり、ケアマネジャーさんであったりというところでの補助を得ながら同意を得るといった形になると思いますので、その辺につきまして、これは今後の話になってしまうんですけれども、制度の周知であったりとかケアマネジャーさんへの制度説明であったりというところを丁寧に行いながら、この事業の展開を進めていきたいと思っております。

概要としては以上になります。以上です。

○安達会長 どうもありがとうございました。

次は、子育て支援課からお願いします。

○村上子育て支援課長 教育部のほうの説明をさせていただきます。

先ほど市長部局福祉部のほうから御説明があったとおり、内容については同様の内容で考えております。

それから、子育て支援課として一部変更点がございます。

それが、対象となる個人の類型と対象者数のところなんです。子育て支援課のほうで、前は出生者が出生届をされたときにオプトアウトの通知をするということで考えておりましたので、対象者数を350名としておりましたところ、今回、なぜ出生者にというところがあったんですけれども、特に子育て支援課では健診に対して個別に通知をするということがなかったもので、出生の届出をされた方に直接文書をお渡しして御説明してオプトアウトをするというふうに考えておりました。

ただ、今年、コロナの感染予防の関係で、健診の対象者の方を時間ごとの混雑の緩和のための受付時間を変えるということをしておりまして、それは個別に通知をしております。やってみまして、このやり方がとても混雑緩和とか、そういうところにとってもよかったので、今後コロナの終息があった後も個別通知をして、時間ごとの受付をするという方針でしていこうというふうになりましたので、その健診の通知のときにオプトアウトの通知も一緒に同封をして送らせていただき、また、その健診の際に御質問等を受けて御説明もできるということがありますので、そういう形に変えました。そうすると、3歳児健診が対象の方も、その方のゼロ歳からの情報をさかのぼって提供できるということになりますので、より多くの情報を提供できるというところで、そのような形に変えさせていただきました。

それから、福祉部のほうが大人の健康情報というところで、教育部のほうは乳幼児から学齢期の子供の健康情報というところで、こちらのほうも提供しますと、生まれてから老齢期までのほぼ一生分のデータを、健康のデータを研究分析するというところで、今後の医療分野の研究開発に資するというところでありますので、非常に有効ではないかというふうに考えまして、教育部のほうも提供をするということにしております。

それから別紙1のほう、子育て支援課は別紙2なんですけれども、こちらが提供する情報の詳細になっております。オプトアウトの本人への通知方法も、先ほど御説明しましたとおり、初回は健診対象児童の保護者宛てに通知をします。それから、それが済んだところで、その後は出生時、転入時の窓口の受付のときに本人へ通知をして、拒否に係る意思確認書に記載して申出を行うことができるという形にさせていただいております。そうしますと、漏れなく皆さんにきちんと説明ができるというところであります。

子育て支援課からは以上になります。

○安達会長 ありがとうございます。

では、学校教育課からお願いします。

○内田学校教育課担当課長 よろしく願いいたします。

学校教育課のほうとしましても、先ほど来、福祉部、それから今御説明させていただきました子育て支援課のほうからの説明と、内容につきましてはほぼ一緒でございます。

対象となる個人の類型といたしましては、市内の公立小・中学校の児童・生徒ということで、約3,700名在籍しておりますので、この児童・生徒の分のデータということになります。

目的外提供する保有個人情報の内容としましては、別紙1にありますとおり、学校保健安全法施行規則の第6条に定められている健康診断の結果となりまして、詳細はそこに書かれている内容になります。前回の諮問の際には、本人への通知方法等のところで、入学前の児童と、それから既に在籍している児童とで分けた形で通知をするというふうにさせていただいたんですけれども、そこを全部統一いたしまして、年度初めに市の教育委員会のほうで作成した文書を学校を通じて全児童・生徒の保護者に配付をして、提供の拒否がある場合は在籍校を通じて提出してもらおうという形をとらせていただきたいと思います。

その内容につきましては、資料4のほうにあるものなんですけれども、こちらの通知を使いまして保護者のほうに通知をし、提供しない場合は下の部分のものを切り取って学校のほうに提出してもらおうというような形をとらせていただきたいと思います。

学校教育課のほうからは以上です。

○安達会長 ありがとうございます。

企画課から、では、最後をお願いします。

○仁科企画課長 それでは、企画課から資料1に基づきまして、次世代医療基盤法に基づく医療情報提供の流れと、契約から医療情報の提供までの手続について御説明いたします。

まず、1ページに基づきまして、医療情報提供の流れと、その活用まで御説明させていただきます。

まず、この図は左側から右側に医療情報の提供の流れをお示ししています。

一番左側にございます、まず、逗子市は、次世代医療基盤法に基づく医療情報取扱事業者としまして、今回諮問のほうでお示ししております保有医療情報を認定匿名加工医療情報作成利用者、略称、認定事業者に提供をいたします。これは個人を識別できる状況の医療情報になります。

医療情報取扱事業者は、この逗子市の下にありますほかの事業者、例えば取扱事業者というのは、医療情報のデータベースを事業の用に供している者ですので、ほかに診療所であるとか、医療機関であるとか、介護事業者などもございますが、この段階で提供するものは個人を識別できる医療情報になります。

認定事業者から委託を受けました、下のほうの矢印になりますが、認定医療情報等取扱受託事業者、略称は認定受託事業者とありますが、委託を受けた認定受託事業者がデータの突合、匿名加工等を行います。

認定事業者は、この匿名加工された情報を一番右側のところになるんですが、第三者に個人を識別できない匿名加工医療情報として提供をするという形になります。

右側のところに逗子健康医療コンソーシアムとありますが、こちらは今般、platform ZUSHI BIZの中に設立された組織でございまして、platform ZUSHI BIZといたしますのは、民間事業者や大学等の研究機関が参加しまして、意見交換やネットワークを構築することにより、逗子市内で新たなビジネスの実現に向けた取り組みを推進し、逗子市のビジネスの活性化に資することを目的として市が設立したプラットフォームです。その中に、会員同士が連携して自主的にワーキンググループを立ち上げることができることとしておりまして、この逗子健康医療コンソーシアムは、そのワーキンググループに当たります。

こちらのコンソーシアムでは、逗子市民の健康医療関係のデータの利活用を

通じて逗子市民をはじめ、日本国民の健康長寿に資するとともに、健康医療に関する新産業を創出して地域を元気にすることを目的とした組織として、認定受託事業者や大学等の研究機関のほか民間事業者により、今年の8月に設立されたものです。逗子市では、こうした動きが p l a t f o r m Z U S H I B I Z の中にありましたことから、次世代医療基盤法に基づき医療情報の提供が進められるように取り組んできたところです。

そちらのコンソーシアムでは、まず、逗子市だけのデータの提供を受ける予定はございまして、その分析結果を市にフィードバックしてもらえると、そういった予定になっております。このコンソーシアムから提供されました分析結果を健診や医療機関の受診を勧奨したり、予防プログラムへの参加を促すといった施策やサービスの設計に活用するという事で、逗子市民に還元できるというふうに考えております。

次のページになりますが、契約から医療情報の提供までの手続について御説明します。こちらは1枚目の逗子市から認定事業者への個人を識別できる医療情報の提供のところに白い矢印がございまして、こちらの流れの説明になります。

まず、契約の締結を認定事業者といたします。契約にあたりましては、契約する事業者が反社会的勢力と関係がないことを確認したり、医療情報の安全管理措置について確認した上での契約となります。

2つ目のステップとして、事前準備となりますが、次世代医療基盤法第30条第1項に基づき、医療情報の提供にあたっては、あらかじめ本人に通知するとともに、主務大臣に届け出ることが必要となっています。主務大臣に届出を行い、また通知の方法や時期、内容等についての準備をいたします。通知にあたりましては、先ほどの説明にもありましたように、高齢者や障害者などに配慮しながら、その点については契約書等の確認も行っております。

3点目、通知です。通知に先立ちまして、広報やホームページ、公共施設の掲示板などで事前周知を行います。また、年に1回程度は広報に掲載し、継続的に周知を行ってまいります。通知文書を本人に通知、交付をするような流れになります。

4点目、通知への対応で、通知後、問合せや相談、削除等の求めについて受付をします。提供停止または削除の求めのあった医療情報の停止や削除処理を

行います。

5、医療情報の提供。医療情報を契約者に受渡しを行います。方法につきましては、これまでの御説明のとおりになります。

説明につきましては以上になります。

○**安達会長** ありがとうございました。

それでは、項目を分けて委員の皆様からの御質問、御意見を頂戴します。

項目としましては、まず最初に、各所管課から御説明いただいた今回提供する医療情報の内容と本人通知について、これが第1。

第2の柱として、提供の方法等、セキュリティの問題について。

第3点目として、最後に企画課から説明していただいた提供の流れ、そして全体を通しての御質疑という、そういう形にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、最初に所管課からそれぞれ説明していただいた提供する医療情報と本人通知の仕方について、委員の皆様の方から御質問、御意見等はございますか。いかがでしょうか。

○**森田副会長** 森田からお尋ねしますが、最後の御説明に使われました資料1という流れ図ですけれども、これについての御質問として、まずは一番左の逗子市のところなんですけど、これについて、逗子市からの提供について、今、審議をしているということになるんですが、その下に書いてあるほかの医療情報を民間の医療機関とか介護事業所からの情報提供も受けるということは想定されているということですね。

認定事業者の方は、逗子市から提供する情報だけではなくて、そういうほかの民間事業者から提供される情報も併せて突合して匿名化をすると、そういうことが想定されているということなんですか。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** はい。そのとおりでございます。先ほど申し上げました予定している認定匿名加工医療作成事業者、名称が日本医師会医療情報管理機構というところで、日本医師会の下部の会社になります。当然、今回、諮問では逗子市の情報を出すという前提で諮らせていただいていますけれども、事業者としては、逗子市、それ以外の自治体、あといわゆる民間の医療機関の医療情報を含めてビッグデータ化をして、先々はですね、それを活用を希望する事業者提供していくと、大きな、枠組みとしてはそういうことを

予定していると聞いております。

○森田副会長 そうすると、突合される範囲がどこまでいくかということは、現状でははっきりは分からないし、元々そういうことは決められることでもないということなんでしょうね、仕組みとして。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうですね、はい。実際に民間の医療機関のほうの情報はとれるようになっているわけでは、今現在ではないようですし、この先そういうものをどこまで、どういう突合ができるのかというところも含めて、事業者のほうでは展開していくのかなと思っております。

○森田副会長 それと、そういう形で匿名加工した情報については、右のほうで逗子健康医療コンソーシアムというのが大きく書かれてはいますけれども、これは逗子市側で想定しているのがここであるということなんだと思うんですが、ただ、元々もう匿名加工情報になっちゃったら、それはもう自由に使いちゃうものですから、それはいろんな形で、下に書いてある行政とか医療機関とか、いろんな形で使われるということですね。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうです、はい。

○森田副会長 分かりました。

あと突合作業自体は、この認定事業者サイドでやるということですね。逗子から渡す段階ではそのままの状態を渡して、突合、つまりつないで、各個々人の情報をつないだ上で匿名化するという作業は認定事業者サイドでやると。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうです、はい。その際に、個人番号は使えませんので、何か別の付番を振って、それを突合させて1つのつなげたものにするようなことを伺っております。

○森田副会長 その別の符号とか番号というのは認定事業者側がつけるんですか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうです。

○森田副会長 現在、逗子市が持っている状態の情報を渡すということですね。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうです、はい。

○森田副会長 分かりました。

○安達会長 お願いします。

○島田委員 今、お話ありました、他の自治体もやるということですが、現在これの事業に名乗り出ているといたしますか、やろうとしている自治体ですよ、県内ではどういう状況ですか。それと全国レベルでも分かれば、ちょっとその

辺、お尋ねしたいんですが。

○安達会長 どうぞ。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 具体的に、逗子市以外でどういう自治体の手を挙げているということは、今のところ伺っていません。ただ、幾つか問い合わせ的なやりとりをしているところはあると聞いていますけれども、具体的な実際の数ですとか名称というのは伺っていません。

○島田委員 ということは、まだ少ないかもしれないという。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） ええ。まず逗子市でというところでのやりとりをしています。

○島田委員 それで、こういう政策に乗って逗子市がやられるのは非常に望ましいことだと私自身は思っておりますが、それで確認ですけれども、先ほどおっしゃった認定事業者ですよね。これは以前お聞きした段階では、日本ではまだ2団体とおっしゃいましたけれども、その後も2団体から増えていないですか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） はい。今のところ、その後も増えていない、増えているという情報は聞いていません。

○島田委員 分かりました。

それで、ちょっと確認ですけれども、この一般財団法人日本医師会医療情報管理機構というのは、これは実際は情報収集をして、加工は日本医師会の関連団体のICIという会社でやると。それから、その一部をデータセンターである日鉄ソリューションズですか、ここに委託すると、そういうことでよろしいですか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） はい、結構です。この3団体とも認定を受けています。種類が違うだけで、いずれも認定事業者、認定受託事業者となります。

○島田委員 あとは京都のほうですよ。京都でライフデータニシアティブというのが認定事業者で、NTTデータに委託すると、下のほうの受託事業者ですか。そういうことで、今のところ、この2団体ということですね。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） はい、そうです。

○安達会長 よろしいですか。

ほかの方。

どうぞ。

- 海原委員 すみません、安達委員のおっしゃった進め方とちょっと違って申し訳ないんですが、順番が違うんですけれども、今のに関連して、多分企画課だと思ってるんですけれども、契約で反社会勢力の排除ということをおっしゃっていたのは非常に的確だと思います。その中で、もう既に契約書とか覚書の原案はできていると思ってるんですけれども、この匿名化の業務について、一部または全部の再委託禁止条項というのは入れられていますでしょうか。往々にして再委託先から漏れるというのは、あまり皆さんご存じないでしょうけれども、意外と多いんですね。委託先から直接漏れているのもありますけれども、皆さん知らない間で。
- 森田副会長 いや、結構それは今はあるんじゃない。常識的に、結構いっぱい起きているという。
- 海原委員 すみません。森田先生おっしゃったように、多いそうです。
- 森田副会長 大体は漏れは再委託先ですよ。
- 海原委員 日鉄ソリューションズというのはかなり厳しい会社で、私も知っていますけれども、かなりあそこもいろいろな会社に委託していますね。
- 安達会長 おっしゃっているのは再委託ですか、再々委託ですか。
- 海原委員 再委託ですね。
- 安達会長 再委託までは、一応前提になっているんですよ。
- 海原委員 再委託まで前提になっているんですか。
- 安達会長 ええ。
- 海原委員 例えば、日鉄ソリューションズがどこかに委託する……
- 森田副会長 そこが再委託になる。
- 安達会長 そこまでは認定されていますよね。
- 海原委員 なっていますね。
- 森田副会長 だからその先、要するにその先ですね、問題は。
- 安達会長 再々委託ですね。
- 島田委員 データセンターだけです。
- 仁科企画課長 すみません、一般論のようで、本からの情報で恐縮ですが、今ちょっと契約を具体的に結んでいるわけではないので、契約書の中身についての御質問というよりは一般論としまして、最初の委託先のみならず再委託、再々委託ですね、それ以降の委託先にもついても全て大臣認定が必要ということで

すので、契約書には再委託の禁止というのはないかと思います。ただ、それには大臣の認定を受けて再委託と、もしくは再々委託をする、そういう流れのようです。

○森田副会長 だから、認定を受けた事業者でなければ再々委託も受けられないということなんですかね。だから、少なくとも現段階では、先ほどおっしゃられたような業者しかいないわけなので。

○海原委員 その中で、例えばAI、artificial intelligenceを使う業者に、例えばこの部分だけ、データをちょっと変換するので、そのプログラムを貸してよと委託するというケースが結構あるんですよ。それは、やっぱりそこで漏れるというケースがかなりリスク大というふうにあるので、基本的に再委託を禁止して、いけないということではない。ただ、禁止する事項を入れておいて、それでもどうしてもやらなければいけないという場合は、市ないしは当局部局に許可を求めるという条項を入れておいたほうが安全だと思います。

○島田委員 現在の仕組みの中では、このケースに限らず、再委託とか再々委託というのは産業構造上、もう避けられない状況ですから、ですから委託先に準じた対策が必要となるわけです。

○海原委員 それを条項に入れてほしいということですね。

○島田委員 それは大事ですね。責任はやっぱり委託者にありますから。

○海原委員 でも、責任はあっても、漏れちゃったらもうどうしようもないので、先に契約書なり覚書に入れておいたほうが安全だと思います。

○島田委員 そうですね。

○海原委員 それは御検討いただきたいと思います。

○安達会長 その再々委託がされた場合に、再々委託しましたということは市に通知は来るのでしょうか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 再々委託というと、先ほどで言う、市からJ-MIMOのほうに委託をします。それでJ-MIMOのほうが、データの匿名加工情報のほうを委託で受けて取り扱うというところ、そこを再々委託という意味でおっしゃっていますか。

○安達会長 市から認定事業者へは、これは個人情報の提供ですよ。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 提供します、ええ。

- 安達会長 個人引渡し情報の提供で、それを匿名加工する際に、先ほどのお話ですと I C I のほうに委託をすると。その I C I のほうでは、さらに日鉄ソリューションズに再々委託すると。
- 島田委員 再々々になるね。
- 森田副会長 再委託ですね、そうすると。
- 安達会長 再委託か。日鉄ソリューションズに再委託するということころまでは一応前提になっている。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） はい、そうですね。
- 安達会長 そこから先です。そこから先、さらに日鉄ソリューションズがほかの業者に再々委託するという可能性もあるという場合に。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） それは、あり得ないと思います。
- 安達会長 それは禁止されているんですか、それともできるんですか。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） 個人情報を取り扱う可能性があるわけですよ。認定事業者以外に個人情報は取り扱えないので、それはないというふうに私は理解しておりましたけれども。
- 海原委員 だから、その部分、ないという理解をちゃんと書面なり覚書に残したらいかがでしょうかという御提案です。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） なるほど、はい。分かりました。契約の際には、その必要性を含めて協議をします。
- 安達会長 法律上、禁止をされているわけではないんですか。
- 仁科企画課長 はい。
- 森田副会長 ただ、認定事業者じゃなきゃ駄目だということですよ、この場合は。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） そうですね、はい。
- 森田副会長 だから、そうだとすると、やっぱり少なくとも原則的にはそういう形態は認めていないと思うので、その点を契約書上も明確にしておくということなんでしょうね。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） 分かりました、はい。そこはちゃんと担保できるような形で進めてまいりたいと思います。
- 安達会長 第3の項目のほうに話が行っちゃいましたので、ここからやりましょうか。

- 海原委員 すみません、失礼しました。
- 安達会長 全体の流れのほうから、まず。順序を変えまして、最後に企画のほうから説明していただいた資料1の全体の流れについて、ほかに特に。
どうぞ。
- 島田委員 今回の件について、私は市民の立場からセキュリティ上の観点、安全管理の観点から発言してみます。
それで、今回CD-RまたはDVD-Rをこの流れで認定事業者に渡すということですが、これが相手側に渡った後の最終処理というのはどういうふうに行われるのでしょうか。これは返却されるんですか、それとももう渡すっ放しになるんですか。
- 安達会長 どうぞ。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） 事業者のほうに渡す個人情報につきましては、これは返却はされないというふうに聞いております。お渡しして、匿名加工したその情報について個人情報を含むものを含めて、この認定受託事業者のデータセンターのほうに保管されていくということで伺っております。
- 森田副会長 個人情報の状態のまま、一応保管はされているということですか。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） そうですね、はい。
- 安達会長 それは廃棄はされないんですか。使用済み、加工が終わった後の個人情報が入ったCD-Rは。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） そうですね。不要になった、いわゆるCD自体は、それは廃棄をいたします。データとしては別のところに蓄積されると。
- 島田委員 その場合、御存じでしょうけれども、昨年、神奈川県の事故、あれはやはりハードディスクが委託先から流れて、最終的には中古市場で販売されて、それが見つかって、それは結局は直接にはそういう下請事業者の責任ですが、けれども、神奈川県の責任は免れなかったんですね。ということで、その行く末は、CD-Rの行く末はどういうふうにとりまわるとしてチェックされるのか、その辺ちょっとどういうふうになっているんですか。今、廃棄とおっしゃったけれども、その辺はどういうふうで、何か任せっ放しですか、それとも他の方法なのか。
- 大木情報政策課長 そちらにつきましては、ある一定期間はバックアップとし

てあちらも必要になると思いますので、一月なり二月、次の新しいデータが届くまでは、そのCDは適正に保管をしていただいて、新しいデータCDが届いた段階で、適正に破棄処分、物理的な処分をしていただいて、その処分をしていただいたものに対して、処分の証明書を相手方の署名押印つきのものを提出していただくことで、確実に廃棄されたということで判断させていただきたいと思います。

○島田委員 そういうのを先に言ってもらえればいいんですけども。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） すみません。

○島田委員 その場合、やはり今回は外部委託ですから、外部委託の契約書の中で、その辺は明示されるわけですね。

○大木情報政策課長 そうですね。そちらも盛り込むように調整をさせていただきたいと考えます。

○安達会長 今の話だと、CD-Rだけじゃなくて、CD-Rから取り込んだデータベース上の内蔵の個人情報がもしあるとしたら、それも消去するということでしょうか。

○大木情報政策課長 そちらにつきましては、この契約が終了をした段階でデータをきちんと廃棄をしてもらって、その廃棄をした証明をいただくという形になります。契約が継続している間は、あちらのデータセンターに入っている、ハードディスクに入っているデータはそのままあちらで管理をしていただくという形を想定しております。

○安達会長 契約の終了というのは、年に1回提供するとすると。

○大木情報政策課長 契約自体は、恐らくなんですけども、1年間の契約を自動更新になると思われれます。それが何か契約解除事項に当てはまって契約を解除するとか、あちらの企業さんのほうが、もう返子のデータを要らないよ、返子としても、おたくとはもう契約しないよというようなことで契約を継続しない状況になったときに、そういう対応を考えています。

○安達会長 そうしますと、1年ごとにハードディスクの情報は上書きされていくという。

○大木情報政策課長 新しくデータをお渡ししたタイミングで、新しいデータが上書きされるようになるのではないかなと想定しております。

○安達会長 そうしますと、古いデータは残らないという。

- 大木情報政策課長 古いデータは上書きされる予定です。ただ、その場合、こちらから提供するデータが全て、今まで過去のデータにプラスして新しいデータをお渡しするのは多分難しいと思いますので、そうすると、差分データといまして、前回渡した以降、変更があったデータだけをお渡しすることになると、どんどん積み重なったデータをデータセンターのほうでお持ちいただくようになると思います。
- 安達会長 そうしますと、契約が続いている間はそれがどんどん増えていくということですか。
- 大木情報政策課長 どんどんたまっていく、はい。
- 森田副会長 この事業の内容からいって、認定事業者としては、なるべく広く情報は集めたいと思うので、これは当初はそんな多くは自治体はないんでしょうけれども、だんだん広げて全国的にやっていくと。そうすると、全国的にいっぱい集まったところで改めて情報を整理して統計化をしようかということにはなるかとは思うんですよね。だから、そういう意味では、そういうぼんぼん捨てるというよりは、やはりできるだけとっておいて有益なデータをつくりましょうという発想になっているということかなとは思うんですけれども。
- 安達会長 そうしますと、神奈川県のような事故の心配は全く払拭はできないということでしょうか。
- 島田委員 この備考欄に、セキュリティ上のことが記述されているんですね。これについて二、三お尋ねしたいんですが、1つは、この備考欄の4行目に「提供を行うデータは暗号化またはパスワードの設定をし」となっていますが、これは「または」は暗号化に加えて及びには、アンドにはならないんですか。どうですか、それが1点。
- 大木情報政策課長 通知はアンドで……。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） 本市のセキュリティの基準の中ではアンドになっています。
- 大木情報政策課長 セキュリティの基準の中では「または」となっているんですけれども、ただ、今回の情報はちょっと、かなり一般の情報よりも重要な情報ですので、取り扱いとして通知を出させていただいて、その通知の中ではアンドで取り扱うようにという通知をさせていただいています。
- 島田委員 はい。

- 矢島情報政策課担当課長 訂正させていただきますということでよろしいですか。
- 島田委員 あと2点目は、一番下にある3行ですね。逗子市情報セキュリティ基本方針、対策基準、実施基準の規定を遵守すると。私はこの3つの内容を知らないんですけども、逗子市ではこの基準に対して、それが守られているかどうかの評価は定期的に行われているのでしょうか、どうでしょう。
- 大木情報政策課長 一応、監査は設けていまして、委託外部機関で外部監査、内部監査、そういったものを設けて年に1回、個人情報を取り扱っている部署に対して、そういった適正に取り扱っているかということの監査をさせていただいています。
- 島田委員 それはセキュリティの監査が入っているんですか。
- 大木情報政策課長 はい。
- 島田委員 それで、内部評価はやっていないんですか。
- 大木情報政策課長 内部評価もさせていただいています。
- 島田委員 各部門でやる評価。
- 大木情報政策課長 はい。
- 島田委員 あともう一つは、逗子市での情報セキュリティの職員の研修はどの程度やられているんですか。
- 大木情報政策課長 年に1回なんですけれども、一応、個人情報を取り扱う職員及び特定個人情報、マイナンバーを取り扱う職員、この職員を対象に、特に新規採用者、新規に採用された者を中心に年に1回研修をさせていただいています。
- 島田委員 中間管理者あたり、そういう新入社員以外の方々にはこういう研修はないんですか。
- 大木情報政策課長 そういう方たちも、異動して、新たにそういったものを取り扱うようになったときには、そのときに研修を受けていただくようにしてもらっています。
- 島田委員 ありがとうございます。
- 安達会長 よろしいですか。
- 島田委員 はい。
- 安達会長 どうぞ。

- 海原委員 少し前にも言いました、先ほどの島田委員のおっしゃったCD-ROMの取扱いなんですけれども、ちょっと例が違うかもしれませんが、消防庁なんかですと、例えば5リットルぐらいのこういうオイルは、ちゃんと鍵のかかったロッカーに入れて、誰が鍵を持って、どのように出し入れするかというところまで契約上の補足につけてあるんです、契約書に。契約書の指示事項につけてあるんですけれども、そういうことはお考えにならないですか。安全管理という言葉だけですか。
- 大木情報政策課長 その辺については、今回御意見をいただいて、その意見を参考に契約書のほうに盛り込んでいきたいと思っております。
- 海原委員 よろしくお願ひします。
- 安達会長 そのほかいかがでしょうか。
- 島田委員 あと、やはり備考欄は内部のことについては大体これでいいと思うんですが、もう一つやっぱり外部委託に対してどういうふうな、逗子市としてマネジメントするのかどうか。外部委託に対してのポイントを、やはりここに盛り込んだほうがいいと思うんです。内部だけに漏れるわけじゃない、外部で漏れるんじゃないか。今のところ厳格にこの機関が業者を決めるのにもやっているというのは分かっているんですけれども、やはり委託する側としては責任は、事故があった場合、責任を免れませんから、そういう意味では内部とともに外部についても注意事項はここで入れてもらいたいなと思います。
- 安達会長 その点はいかがでしょうか。何かどこかに書いてあったような気がするんですけれども、どこでしたっけ。ちょっと場所は分かりませんが、何か業者に渡す際にどうこうするという、そういう注意事項みたいなのがどこかにあったような気がするんですけれども。
- 島田委員 資料6ですかね。
- 安達会長 6ですか。
- 島田委員 特に説明なかったの。
- 安達会長 資料6ですね。それはちょっと先ほど御説明はいただかなかったんですけれども、今説明していただけますか。
- 大木情報政策課長 そうしましたら、全般的にちょっと御説明をさせていただきます。

まず、個人情報の取り扱いにつきましては、本市で逗子市情報セキュリティ

基本方針というものがあまして、こちらに定める情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティの実施手順、こういったものに基づいて取り扱いを行うこととなっております。情報セキュリティ対策基準において、個人情報が含まれる情報については最重要情報と定められておりまして、原則としまして可搬記録媒体、CDとかDVDとか、こういったものへの記録・保管や持ち出し、こういったものについては禁止をされております。

また、こちらの最重要情報、個人情報につきまして取扱いができる者については特定の利用者のみ限定するというふう定められておりまして、その特定の利用者というのは運用管理者、それぞれ個人情報を取り扱う所管の長の許可を受けて情報システムを管理している所管、情報政策課なんですけれども、こちらへ利用の申請を行った上でシステムの利用許可が行われた者に限ると。その前に説明させていただいた最重要情報については、一応、可搬記録媒体への記録・保管、持ち出し、こういったものは原則は禁止となっているんですけれども、まず、記録・保管につきましては一定の条件があまして、まず私物の持込みは禁止をすると。記録された媒体については、保管場所が施錠をされていて、アクセスを認められていない者が容易にアクセスをできない状況で保管をすること。データの暗号化などの機能を有効に活用をしておくということ、この条件を満たすことで可搬記録媒体への記録・保管、これが可能という規定になっております。

持ち出しにつきましては、運用管理者、それぞれの所管の長の承認を受けて、データの暗号化またはパスワード設定を実施した上で、人の手による搬送の場合につきましては鍵付きのケースに格納をして搬送をすると。郵送等による場合については書留郵便等の信頼性の高い手段、こちらを考慮して郵送をすることで、一応可能となっております。

今回、以上のことを踏まえまして、資料6で今回の個人情報の提供につきまして、情報政策課のほうから関係各課のほうに通知を出させていただいて、取扱いはこちらの取扱いで進めていただくということで通知をさせていただいております。具体的にその通知、取扱いなんですけれども、まず取扱いは、当然特定個人情報、マイナンバーの利用、こちらは不可ということにしております。利用可能な外部媒体につきましては、CD-R、DVD-Rということで限定をさせてもらって、フロッピーディスクや各RW、あとUSBメモリーですと

か外づけのハードディスク、こういったものへのデータ利用は不可ということで指定をさせていただいています。

記録の保管につきましても、先ほどの基準に基づいて、私物の外部媒体の利用を禁止、データを提供するまでの間、外部媒体を保管する際につきましても、保管場所が施錠をされているということと、アクセスを認められていない者が容易にアクセスをできない状態で保管をしておくこと、保存するデータについては暗号化を行って、さらにパスワードの設定も併せて行うということで、移動中に中を見られても、中の情報が閲覧できないような状況にしておくということを条件にしております。

提供方法につきましては、人の手によって搬送する場合、こちらは基本、提供事業者には直接受領をしていただくために、こちらに来ていただく方法か、もしくは郵送による方法ということで限定をさせていただいて、提供受領者の方が直接受領に来庁していただく場合につきましては、まず、所管の運用管理者の承認を受けた上で鍵付きのケースに格納をして、保存するデータ、こちらについては暗号化及びパスワードの設定をしたものということで格納をしたものとなります。

事前に提供事業者からは受領の日時ですとか受領者の名前、こういったものを事前に連絡を受けまして、その連絡を受けた本人にしか、そのデータを渡さないというような対応をとりたいと思います。ケースの鍵につきましても、当然その場で渡してしまうと、途中で開けられてしまいますので、事前に向こうに渡しておくという形で、その搬送する人については鍵を持っていない、途中で開けることができないという対応をしておきます。

受領者につきましては、原則公共機関の利用は不可ということにさせてもらって、そのデータを受け取った後はほかに立ち寄り、どこかに立ち寄るということはしないでいただいて、直接相手のデータセンターへ行っていただくということで、その搬送中の事故というものの防止を考えております。

郵送による方法につきましては書留ということで、当然保存してあるデータについては暗号化及びパスワードをしたものということで考えております。

提供するデータなんですけれども、運用管理者のほうで提供するデータの内容や提供方法、いつ提供したかといったことを承認を受けた上で、記録簿をつけていただいて、その記録簿で、いつどのように、どういう形で、どのデータ

を提供したかということが後日分かるように記録をつけるようにしています。

セキュリティ事故等々が発生した場合には、別途定めがあります情報セキュリティ事故対応手順、こういったものに基づいて適切に対応を実施するという
ことで通知をさせていただきます。

今回の取扱いは、原則こちらの通知に基づいた情報提供について進めていただくということで考えております。

以上になります。

○安達会長 どうもありがとうございます。

○海原委員 考えているということは、文書、口頭等で、今お話しになったようなことを外部の業者がちゃんときちんと実施するような指導要綱をお渡しするということですか。

○大木情報政策課長 これにつきましては、それぞれの運用管理者のほうで対応するようになりますので、私どものほうからは各運用管理者に、この規定に基づいて運用してくださいという通知をさせていただきましたので、それぞれの運用管理者が、提供する際にその提供事業者に対して指導をした上で提供するという形になっています。

○島田委員 その場合、今説明した内容はどちらかという外部委託する場合の押さえておくとか、契約に盛り込む条件にはなっていないんですよね。だから、あくまでも外部委託の対策もおり込む必要があります。

○大木情報政策課長 こちらから提供する。

○島田委員 逗子市の外部委託について、通常の場合の条件設定はどういうふうになっているか僕は知らないんですけれども、基本的なことを、一般的なことを言えば、例えば秘密の保持であるとか、あるいは第三者提供禁止とか、目的外の使用禁止とか、事故発生時の報告とか、再委託の禁止とか、複写及び複製の禁止とか、情報の管理方法の指定、場合によっては職員による立ち入り検査、こういったようなところから、今回の場合は既にこの中でクリアされているものもありますけれども、そういうこと以外で押さえておくべきところを外部委託の条件として、やはり盛り込んでいただきたいわけです。

○大木情報政策課長 そうですね。まず、本市の財務規則の中にも、委託契約の基本ひな形というのがありまして、その中に個人情報保護、提供したデータ、あと先ほどの話ではないですけれども、全部下請の禁止、一部下請をする場合

には許可を受けた上でというような基本情報が全て載っていますので、さらに情報公開系のほうからも、個人情報保護ということで、別途仕様書という形がありますので、そういったものを通常使っている個人情報保護という部分の規定も、今回の契約に際して盛り込む形は、一応検討はしております。

○**島田委員** 大丈夫ですね。

○**大木情報政策課長** 今現在、市の個人情報を取り扱っている事業者さんに対しても使っている内容です。

○**島田委員** ただ、先ほど出た再々委託の件はぜひ盛り込んでもらいたい。

○**大木情報政策課長** はい。

○**安達会長** よろしいですか。

では、どうぞ。

○**望月委員** 契約のひな形があるので、それに従ってというお話はよく分かるんですが、やっぱり今回の場合、継続的にずっと大事な情報がたくさん保管される状態があると思うので、やっぱりここに書かれていることというのは渡すところまでのセキュリティというのはすごく分厚く書いてあるんですけども、渡した後のこと、万一何かあったときとか、あるいはちゃんとそれをお願いすることがやられているのかどうか。例えば報告を受けるとか、少しもう一段セキュリティを上げないと、後から何かあったときに結局は逗子市さんの責任になるということになるべくリスクを減らすという観点で、もう少し渡した後のことについて詳しく目に契約書の中に書かれたほうがいいんじゃないかなと思います。

○**安達会長** 契約の際に、通常ひな形で個人情報取扱いに関する遵守条項というのを入れますよね。それで、通常のひな形でいいのかどうかという。通常のひな形以上に、何かプラスアルファで今回のような大規模な個人情報の提供ですので、少し考えていただく必要があるんじゃないかということですね。

○**森田副会長** それと、むしろこの認定事業者さんのほうが全国展開をするわけなので、当然共通のひな形というのを向こうは向こうで考えておられると思うんですね。それに対して、逗子市の要求をどれだけ入れられるかという。多分、セキュリティ面については大分考慮されたものにはなっているとは思いますが、その辺の突き合せと、あとどこまでこちらの意見を、つまり逗子市のいろんな規制とうまくすり合わせができるかというような問題はあるか

もしれませんね。

○安達会長 ほかに委員のほうから御質問、御意見。

どうぞ。

○島田委員 市民とか学童保護者への通知に関してですけれども、できるだけやっぱりこの事業が成功するために、拒否する人は割合少ないほうがいいわけですよ、ゼロに近いほうが。そうするために、いろいろ工夫も必要だろうと思うんですけれども、例えば市民にとって学童にとって、今回、情報を提供する側にとってはどういうメリットがあるんだろうかという、その辺の説明は。今回あくまでも、どうも直接的な見返りはありませんよね。あくまでも、その資料が研究、薬の開発になったり、医療の向上になったりして、結果的に市民に返ってくるだろうと。それだけに、説明がなかなか難しい。どういう、メリットはあるんでしょうか。

○安達会長 どうぞ。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） おっしゃるとおり、直接的にこれによって、例えば市民のAさんに何か得があるというのは、目に見えてお示しできるわけではないんですけれども、やはり私のほうから説明した中でもありましたけれども、これからいわゆる保健的なサービスといたり、市で提供しているサービスが、本当にその方の健康増進に役に立つようなサービスの展開が可能になってくるのではないかなというところでは、やっぱり先々そういうことでメリットが出るんですよというのは、難しい話ですけれども、できるだけお示ししていけるような形での周知、説明をしていきたいと思っています。

○安達会長 本人通知のほうの話が出ましたので、私のほうからも。

資料2以降、資料2から資料5までのところですが、ほぼ全体に共通するんですけれども、こういう文書で市民に対して本人に拒否するかどうかという意思を確認するということですが、率直に申しましてちょっと分かりにくいというか、難し過ぎるというか、特に匿名加工情報なんていうのはもう少し丁寧に説明しないと、一般の市民の方にはさっぱり分からないということにならないでしょうか。非常に長い、認定匿名加工医療情報作成事業者といった、そういった長い名前もいっぱい入っていますよね。ちょっと一般市民の方が読んで、もう少し分かりやすくないのかなという感じを持ちました。特に匿名加工については、ここは重要なポイントですので、匿名加工って一体どんなことな

のかということをもう少し丁寧に説明してあげたほうがいいんじゃないかなと思います。

○森田副会長 そうですね。あなたの情報を提供するんだけど、あなたについての情報だということは分からない形で利用されますよということですよ。だから、ちょっとこの書き方だけだと、そもそもその辺が伝わるかという。

○安達会長 法律のほうの定義のほうも、まだ依然として難しそうですけれども、多少は説明的に書いてあって、法律のほうでは匿名加工医療情報に関しては第2条第3号に定義がありまして、そこを見ますと、特定の個人を識別することができないように医療情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該医療情報を復元することができないようにしたものを言う。まだ難しいですけれども、でも、せめてこれ以上の説明はしてほしいなという感じはしますけれども。

○森田副会長 法律上の、今年改正の個人情報保護法で、仮名加工という言葉が入ってきているんですね。余計また話がややこしくなるんですけれども、仮名加工というのは、特定の人の情報ではあるんだけど、誰だかはすぐには分からないと、そういうことなので、だから、匿名加工は仮名加工とは違うんですよ。匿名加工というのはあくまで、もう匿名にしちゃって復元できない、誰だかそこから先は分からないよという徹底した匿名化であるという。あまりそういう細かいことまでは書けないと思うんですけれども、まずそういう認識は持って置く必要がありますし、あと、匿名化という言葉も、医療上の研究とかでは使われるんですけれども、匿名化という場合は、全く復元可能というところまでは必ずしも含まなくて復元できちゃったり、後から情報をつけ加えたりとかができるという話なので、そういうのとも違って徹底した、もう匿名加工されちゃったら、それはもうそこから先は誰だかは分かりませんよと、なおかつ復元もしちゃいけないんですよという、そういう趣旨のものとして、伝えないといけないと思うんです。だから安心してくださいということなんだけれども、でも、完全に安心できるかは、よく分からないところはあるんですが。

○島田委員 やっぱり、市民側が一番安全を気にするので、その辺、安全に行われるというのは入れないとまずいんじゃない。

○森田副会長 でも、何か保証しちゃうと、ちょっと。1つは、やはり逗子市というのはそんなに大きい規模ではないので、そこの中の情報というのはなかなか

か完全な匿名加工は本当にやり切れるかという感じはあるんですよね。ただ、一応法律としては、あくまでそういう前提でつくられているので、誰の情報かはもう分からない形で利用されるんですよという言い方をするんだと思うんですけれども。

○安達会長 少なくとも復元できない形で加工するという事は、やっぱりきちんと説明しないといけないかなと思いますね。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 市民の方に知らせるものなので、できるだけ簡易な、分かりやすい表現で、そこは法律用語だとかうだというのは詳しく見たい人がというような、そういう工夫は今後してまいりたいと思っています。

先ほど、人数が少ないのでということで、例えば人数は数名で、数人、2人とか3人で、それは匿名加工した上でも特定される可能性があるというようなものは、統計上、落としていくということも事業者のほうは考えている聞いています。

○森田副会長 もちろん基本的な手法はいろいろあるんですけれども、でも、意外なところから分かつちやったりすることがあるので。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうですね。可能な限り、考え得る限り、そういうことがないように事業者とも協議していきます。

○森田副会長 もちろんそういう前提の制度ではありますので。

○安達会長 どうぞ。

○海原委員 島田委員がおっしゃった、確かにこれはたくさん集まらないといいものにならないよと。それから森田委員、安達会長がおっしゃったように、趣旨を踏まえるんですけれども、私からしてみると、これを書かれた方には大変失礼なんですけれども、ちょっと上から目線かなという感じがしていて、オプトアウトしちゃいかんよというふうに僕は読めるんですね、これを見ると。それを避けるためにはちょっと、こういうふうを書く情報が集まらないんじゃないか、それから森田委員が心配されたように、分かつちゃうから責任問題が出るかもしれませんけれども、例えば注意書きとして、提供を拒否されても、本人及び関係各位への不利益や差別等は発生しませんというようなニュアンスを入れていただけると、よりありがたいなという気がします。

○森田副会長 ここの今おっしゃられた拒否するといった言い方がいいのかという問題はやはりちょっと感じていまして、これは意思表示をはっきりしたもの

として、確認する上ではそういったほうが良いとは思いますが、厳密に言うと拒否とは違うので、法律上の言葉としては提供の停止を求めることができる、だから提供の停止を求めることができますという言い方のほうが、むしろ正確ではあるんですよ。ただ、逆に分かりにくいかなという感じもするんですけども。

それと、同意したものとみなさせていただきますというの、黙っていることの意味をはっきりさせるという意味では意味があるんですけども、ただ、これも正確ではなくて、オプトアウトなので同意は本来必要ないので、同意したのとみなす必要はないんですよ。だから、ここで書くとしたら、返送なければ、要するに予定どおり提供を進めますということを書けばいいので、どっちがいいのかはちょっと私もはっきりしないんですけども、ただ、拒否をするのか、あなたはというのは、逆にハードルを上げちゃうかなという印象はあるんですよ。ですから、あえて拒否するというよりは、あなたが提供をやめてくださいというお気持ちであれば、そうしますよという、むしろ単純に法律に沿ってそういう書き方をしたほうがいいのかと思うてはいるんですけども。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** いずれのお話もできるだけ盛り込ませていただいて、私たちも、これは決まったものでは全然ないですけども、つくりながら、なかなか分かりづらいなというのと、はっきりした言い方をしたほうが分かりやすいのかなという考えもあるんですが。

○**森田副会長** ええ。それも分かりますし、そこまではこの審議会が指示する話ではないんですけども、やはり考え方のポイントとして、あまりハードルを高くしないとか、あるいは分かりやすくということで工夫をいただきたいという趣旨です。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** ありがとうございます。

○**安達会長** 表現をやわらかくすると、提供に応じられないということですね。

○**島田委員** 内閣府から出しているもので、これは医療機関に医療情報を提供してもらおう、やっぱり通知が出ていたんですよ。これは御存じだと思うんです。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** はい、そうなんです。この法律でまず想定しているのが、医療機関から医療情報を提供してもらってというところがあるんですよ。なかなか行政に当てはめると、それはそれで難しいなというのもありました。

- 島田委員 ただ、この簡単な図は、これはちょっとまた検討で、どちらでもい
いんですけれども、図があったほうが分かりやすいかなという感じもするんで
すよね、こういう。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） はい、分かりました。
- 島田委員 これは医療機関向けなんだそうで、市民向けはなかったですね。
- 安達会長 もうちょっと分かりやすくすることに、もう少し力を。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） はい。
- 安達会長 あともう一、二、私のほうからちょっと質問といいますか、気にな
ることについてお伝えしたいんですが、1つは資料3の高齢介護課のほうの別
紙の2で、本人が意思表示が困難だという場合に、家族、後見人または担当の
ケアマネジャーの方が署名をという、こういう形なんですけど、これは家族でも
後見人でもケアマネジャーでも、誰でもいいという趣旨なんですか。
- 伊藤高齢介護課長 誰でもいいというよりは、一応、事例として書きました
ので、一番よろしいのは親族の方がいらっしゃる場合は親族の方がよろしいと思
いますので、その順番について、その御家族の状況によって多分違ってくると思
いますので、まずは多分親族が一番ベストだと思っております。
- 安達会長 何か順番がありそうな感じがするんですよね。
- 伊藤高齢介護課長 はい。ですので、ここはまた書き方とか、どういう順番に
するかということについては、また私どものほうで、また内部で検討させても
らいたいと思っております。
- 安達会長 どうしても誰もいない場合にケアマネジャーというのは分かりませ
んけれども、まずは家族とか後見人じゃないんでしょうかという。
- 伊藤高齢介護課長 そうですね。多分、まずは家族だと思っておりますので、今回は
事例として書きましたけれども、順番を1番、親族、2番、後見人とかという
形で順番をつけてやるようにはしたいと思っております。
- 望月委員 すみません、これは少なくともケアマネジャーには答える権限とい
うか、厳密に考えるとないので、何かそれを書かれても、サインするケアマネ
さんっているのかなというところがあって、もっと言うと、現場が困惑するん
じゃないかなという気もするんです。大概こういう判断能力が厳しかったり
とか、あるいは判断能力はあるんだけど、なかなかサインできないという
人に代わって何かサインしなきゃいけないという場面ってあるんですけれども、

やっぱり突き詰めて言うと、それはサインする代理権というか、そういうのがあるのかという話になって、せいぜい説明つくのは家族と後見人とか、そういう法的な権限がある人ということになっちゃうと思うので、ちょっとケアマネは、窓口になるのはケアマネかもしれないけれども、その文書を受け取ってという。ちょっと外して上げたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

○伊藤高齢介護課長 はい。

○安達会長 確におっしゃるとおりですね。ケアマネジャーが拒否するというのを率先してやるということは、ちょっと想定するのは難しいでしょうね。

○森田副会長 この意思表示が困難な方というふうに書いてあるのも、ちょっとこれは記載と意思表示を一緒にしちゃっていいのかという問題もあって、つまり意思表示を代わってできる人と、そうではなくて、本人がこういう意思表示をしたよと、だけれども、署名ができないから、意思表示をした記録を代わって書くという場合とは、またちょっと違うわけですね。

後見人とかは代わって意思表示ができる場合があるし、家族も場合によってはそういう位置付けになる場合もある、でも、なかなか厳密には難しいんですけども。ただ、ケアマネについては、本人に代わって意思表示はできないので、あくまでそれは本人がこういう返事をしたから、別に拒否はしていませんよということの確認をするという、事実の確認をすると、そのために書いてもらうというふうになると思うので、なかなかそういう細かい言葉ではここには書けないのしょうけれども、運用上は、その辺は考えてもらう必要はあると思いますね。

○伊藤高齢介護課長 はい。

○安達会長 そうですね。本人が意思表示ができるけれども、書くのが難しいという場合であれば、ケアマネが代わりにというのは考えられますけれども、本人の意思表示ができない、分からない場合に、勝手にケアマネが意思表示はできない。

○伊藤高齢介護課長 はい、そうですね。それは想定をしておりませんで、今おっしゃったとおり、御本人は意思表示はしたいんだけど、身体的に書けないとかというところでの想定で、ここは記載してあります。

○安達会長 そこはもう少し書き分ける必要があるかなという気はしますね。

○伊藤高齢介護課長 はい。

○**安達会長** あともう一点、私のほうから、これは教育委員会関係と子育て関係と両方なんです、資料4、資料5の最初のページの説明文のところに、第3段落、真ん中あたりですね。市では医療ビッグデータを活用した効果的な保健事業や介護予防事業等の実施に向けて、これこれの提供を予定しています。つきましてはということなんです、この小・中学校の児童・生徒とか、幼児に関する情報について、ここで介護予防事業と挙げるのはちょっと混乱を招くのではないかなという気がしまして、この場合であれば保健事業だけでいいんじゃないかなと、保健事業等として、介護予防事業に何でその情報が必要なのかというので、ちょっと混乱を招くんじゃないかなというちょっと心配しました。

○**村上子育て支援課長** ここは、先々そこまでつながっていくというような考えがありましたけれども、同意をいただくに関しては、こういうふうに書いてしまうとちょっと混乱を来すのかなというふうに思いますので、そこはちょっと考えて、分かりやすく表記したいと思います。

○**安達会長** 差し当たり私のほうからは以上ですけれども、ほかに委員の先生方からいかがでしょうか。

どうぞ。

○**海原委員** 資料2に戻ります、すみません。

文面はちょっと考えていただけるとのことなんですけれども、ちょっとオプトアウトと、要するに拒否というか、そういう言葉を使ってあるので、拒否した方はどのように管理して、その方が不利益を被らない担保はどのようなものを考えられていますでしょうか。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** 不利益を被らないという担保ですか。

○**海原委員** オプトアウトしたということは、市の意向に対して、国の意向に対して、一応何らかの事情があって反対であると。そうすると、誰かが何らかの意図の下にオプトアウトしただけを何かまとめて何かしようという、そういうことが起きないとも限らないから、それをどうするか。オプトアウトした人は、それで管理されるわけですね。また同じことをもう一回、何回もやるわけじゃないでしょうから。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** オプトアウトの通知で、これは今は拒否という言い方をさせていただいていますけれども、この意思確認で情報提供をしないよという確認ができた方につきましては、確実にその認定事業者のほうに

提供する個人情報からはしっかり削除するということでありまして、元々拒否をしたからといって何かペナルティーがあるということは全くないですし、匿名加工で統計情報としてなる際に、単純にその方の分は含まれていないということですので、不利益はありませんので、そもそも担保自体が不要なんです。

○森田副会長 ただ、そのことが実際これはどうしようかと思っている市民から見て、そういう不安を感じないかどうかという問題なわけです。だから1つは、これも一々言うかどうかはともかく、実際に拒否したということが分かるのはどの範囲なんですか。どの範囲の人が分かるんですか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 拒否をですか。ごめんなさい、どういう意味ですか。

○森田副会長 だから、その人の情報は除いて提供するわけですよ。だから、この人は除いたよということが分かるのはどの範囲の人なんですか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 分かるのはどの範囲の人か。

○森田副会長 直接関わっている人の範囲。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） この本人確認の通知を出した所管課です。

○森田副会長 出すというか……

○廣末福祉部参事（国保健康担当） それで、受け取った所管です。

○森田副会長 拒否の意思表示を受け取ったところですよ。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうです、はい。

○森田副会長 元々その情報を管理しているところには、どの範囲で伝わるんですか。認定事業者に渡す段階では、それを除くわけですよ。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうです。

○森田副会長 だから、除く作業をする人は分かるわけですよ。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうです、はい。

○森田副会長 でも、それ以上の人には伝わらないんですか。要するに、通常業務自体には別に関係なく行われるわけですから、影響しないわけですから、だからちょっとその辺、要するに、どの範囲で知れるのかとか、そういうことを多分市民の側は考えるかなとは思ってますよね。

○安達会長 教育委員会関係だと、学校を通じ¥¥¥てだから、これを出せば拒否だと分かっちゃいますよね、学校には知れてしまうと。

○内田学校教育課担当課長 学校がデータとしては持っているのです。それから先

生方が、養護教諭に関しては分かる。

- 森田副会長 だからそこが、学校の中でも、この情報を直接扱う人以外に広がらないような内部的な手当てをする必要はあるかなと思うんですね。
- 安達会長 もしくは教育委員会に直接出してもらうかですね。学校を通さずに教育委員会に出してもらおうという方法もあり得ますよね。学校だと周りが見ているから。
- 森田副会長 そうなんですよ。教育委員会が一度情報を預かって、そこで抜かすべき人は抜かして、それを提供するという流れとか。
- 安達会長 渡すときに、周りの生徒が見ていたりしますからね。
- 内田学校教育課担当課長 そうですね。学校だと、他に知れてしまう可能性があるので、その辺のこちらへの報告の仕方、提供しませんという報告の仕方についてはちょっと協議したいと思います。
- 安達会長 そこは慎重にさせていただく必要がありますよね。
- 海原委員 そうすると、オプトアウトした人を含めて、統計上、最終的には統計になるんですけども、母集団として総数の、オプトアウトした人を含めた数と、実際に出した数を報告するわけですよね。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） 報告……。
- 海原委員 ごめんなさい、報告じゃない、認定事業者に出すわけですね。総数と、オプトアウトした、数としては。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） いえ、あくまでも医療情報として提供する分だけです。オプトアウトで情報を提供しない人の情報というのは別に、全く出さないです。ですので、例えば、1,000人にオプトアウト通知をして5に人から返ってきたときに、995人の医療情報を提供するだけです。
- 海原委員 そうすると、統計上、今の数くらいは全然問題ないですけども、基本的には母数がないと、統計ってあまり意味なくないですか。
- 森田副会長 だから、もうそこは割り切って、もうそれを母数としちゃうという考えじゃないですかね。
- 安達会長 提供されたものが母数ですね。
- 廣末福祉部参事（国保健康担当） そうです、はい。
- 森田副会長 厳密に言えば、自治体ごとにそういう拒否する人が違ってきたりするかもしれないけれども、その辺は大方同じであろうという前提でやるんじ

やないですかね、恐らく。

○海原委員 そうすると、総務省とか厚生省が全体の母数を抑えていますね、人口なんかで。そうすると、逗子市は少ないからもっと出せなんていう、そういうプレッシャーなんてかかってくるおそれってありますか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） いや、それはないです。あくまでもこれは法律に基づいて事業者さんとのやりとりになりますので、国でデータが少ないとかという、そういう話は全くないです。

○安達会長 大分時間が迫ってきましたが、ほかに特に御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

ちょっと細かい点ですが別添の文書のほうで、先ほど諮問24号と25号で書き方が違うところがあったという話でしたけれども、そこはちょっと補充していただく必要がありますけれども、特に学校教育課と子育て支援課のほうで欠けている記載、備考欄とか、そこは補充していただく必要がありますけれども。

そのほか、何かこれは修正したほうがよいというようなのがもしあれば今言っていたら、その上で、全体として諮問に対しての考え方をお諮りしますけれども、いかがでしょうか。

○森田副会長 結論的には認めていいとは思いますが、ただ、ちょっとまだ分からないところが多くて、この認定事業者についても、この法律に基づく事業自体についても、これからやっていって、どこまで広がるのかとか、いろいろあるかと思うので、少なくとも現時点で想定されている情報の提供の範囲であるとか、あるいは活用の範囲について、あるいはその事業者の中での取扱い等について新しい部分が出てきた場合には報告してもらったり、別途諮ってもらおう。特にオンライン結合とかするということであれば、当然こちらには係りますけれども、大きな変更がある場合は報告ないしは意見を聞いていただくといったことは、1つ条件にさせていただいたほうがいいかなとは思いますが。

○安達会長 あと諮問24号のほうの、先ほど御意見出ました備考欄のところは、可能であればもう少しポイントを書き加えていただければと。外部提供する場合の個人情報の保護のポイントについて、先ほどの資料6に記載されているよ

うなことの一部分ですね、この備考欄に書き加えていただくとしたほうがいいかなという気がいたします。暗号化またはパスワードの設定というのは、「または」じゃなくて「及び」に変えていただくと、これは少し、そこは手を入れていただければと思います。

○海原委員 あと、つまらないことを言うと、医療情報について、別紙1に対象者と書いてあったと思うんですけども、下から3行目、胃がんリスク健診というのは何のことなんでしょう。胃がん検診って上にありますが、リスク検診って、今はやっているアミノ酸か何かを集積してリスクが高いよとか、そういうことなんかをやっているみたいですが。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうですね、はい。ピロリ菌の有無を。

○海原委員 ピロリ菌のことを言っているわけですね。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） はい。ピロリ菌の有無で、胃がんになるリスクが高いのか、低いのかという。

○海原委員 一応、書いていただいたほうが分かりやすいと思う。胃がんリスク検診って、いろんな今研究していますけれども。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） そうですね。よく言われるのがABC検診と言われますけれども、今、ABCだけじゃなくてDというものもあったりするもので、一般的には胃がんリスク検診という言い方が流通しているので、それで記載させていただきました。

○海原委員 分かりました。一般的に言われているのは分かりました。私は一般的に知らない、専門用語。

○安達会長 よろしいでしょうか。ちょっと時間のほうも気になりますので、そろそろまとめたいと思いますけれども、全体として、この諮問24号、25号について、個人情報保護の観点から御異議等がないようでしたら、諮問内容について基本的には適当と。ただし、今後の推移がありますので、今後何らか変更なり、新しい情報があった場合には適宜御報告いただくということは必要かなと思いますので、その点は付記をさせていただくことにしたいと思いますけれども、そういう内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、異議なきものとして、承認という扱いにさせていただきたいと思います。

答申書については、別添のほうの記載に少し手を入れていただくのをまずさせていいただいて、委員のほうでそれをメールで確認をして、その上で答申書を作成して、後日、事務局を通してお届けいたします。

事務局、それでよろしいですか。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○安達会長 では、これをもって本件の審議は終了とさせていただきます。

所管課の皆様、お疲れさまでした。

では、御退席いいただいて結構です。

—高齡介護課、国保健康課、学校教育課、子育て支援課、企画課 退室—

○安達会長 では、次に、議題の（３）その他についてですが、事務局からお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 その他として２件あります。

１点目は、本日追加配付させていただきました資料７について御報告します。新聞報道でも御存じかと思いますが、個人情報保護制度一元化についての情報です。

１枚目は、総務省より令和２年１０月９日付で各都道府県に調査照会がありまして、県を通じ送付された文書です。

こちらの照会文書の中で、令和２年７月１１日閣議の経済財政運営と改革の基本方針２０２０と成長戦略フォローアップについて触れられ、これらを踏まえて、内閣官房において開催されている個人情報保護制度の見直しに関する検討会において、個人情報保護３法の共通化及び地方公共団体の個人情報保護制度の在り方に関する検討が行われていることが記載されております。地方公共団体の個人情報保護制度の在り方については、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立や個人情報保護に関する国際的な制度調和を図る観点等から検討を進めていくことを考えているとのことでした。

今回は検討に当たった調査ですが、このような動きがありますので御報告させていただきます。新しい情報が入りましたら、その都度、御報告させていただきます。

１点目は以上です。

２点目は日程調整になります。

○安達会長 １点目について、よろしいでしょうか。

今後こういう動きが出てきているという。

○矢島情報政策課担当課長 大分急速に。

○安達会長 要注意という。

○矢島情報政策課担当課長 はい。よろしくお願いします。

(日程の調整)

○安達会長 ほかに何か、特に御発言等ありますか。

○海原委員 もし可能であれば、先ほどおっしゃっていた契約書の原案みたいなのがあったら見てみたいなという感じはしました。

○矢島情報政策課担当課長 契約書って、認定事業者が認定の段階で出すものがあるらしいです。

○森田副会長 認定の段階。

○矢島情報政策課担当課長 はい。認定の段階で。

○森田副会長 ひな形として出すんですかね。

○矢島情報政策課担当課長 はい、出しているらしいです。それを今の段階でちょっといただけるかどうかというのはありますけれども。

それと、その内容を大きく変えるとなると、また何か届出が要るらしく、お時間がかかるという話も受けているんですけども。委託契約ではなくて提供の契約になっておりますので、どれほど盛り込めるのかということもあるんですけども。それはちょっと確認して。

○森田副会長 情報を渡して委託して何かやってもらって成果物をもらうんじゃないかと。

○矢島情報政策課担当課長 ではないので。

○森田副会長 もう渡しっ放しですからね。

○矢島情報政策課担当課長 そうなんです。だから、内容が、先ほど委託契約の話をしてしまっていたんですけども、ちょっと感覚的には違うかもしれないです。

○森田副会長 そうか。

○安達会長 一方的に提供するんですね。

○森田副会長 あとは向こうサイドで、どれだけきちんとそういう管理体制が義務付けられているかですね。

○矢島情報政策課担当課長 あちらは認定の段階でかなり厳しく安全管理措置も

求められていますので、そちらがもう1つでも駄目になってしまうと、認定自体がアウト、あと監視が国のほうでかなりされていますので、その安全管理、相手方の安全管理措置というのはかなり守られているというか、最初からかなりチェックされているのではないかなと私は思っているんですけども。

○森田副会長 ただ、何分まだ実績がないので、何か。

○矢島情報政策課担当課長 そうなんです。それでちょっとこのような形で先駆けてやるというのもあるんですけども。すみません。

あと、大きく変わったときには御報告というのですけども、やはり所管からということでもよろしいでしょうか。事務局が報告というのはおかしいですよ。ね。

○森田副会長 問題にもよるんでしょうけれども、基本はやはり所管でしょうね。

○矢島情報政策課担当課長 はい、分かりました。

では、以上になりますけれども、よろしいですか。すみません、お時間ないところで。ありがとうございました。

○安達会長 それでは、御審議に御協力いただきまして、予定時間以内に収まりました。

○望月委員 ありがとうございました。

○矢島情報政策課担当課長 申し訳ありませんでした。

○安達会長 では、本日はこれをもって閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分閉会